

受付印

令和 年 月 日

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの事業年度の分の

道府県民税
特別法人事業税

の予定申告書

※

所在地
(本県が本店等
の場合は本店
所在地と併記)

事業種目

前期末現在の資本金の額
又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

前期末現在の
資本金等の額

前事業年度の法人税割額
(③の金額)

予定申告税額
(①×前事業年度の月数)

この申告が修正申告である場合は
既に納付の確定した当期分の法
人税割額

この申告により納付
すべき法人税割額
②-③

均等
割
額

この申告により納付
すべき道府県民税額
④+⑥

この申告の期間

前事業年度の期間

通算親法人の事業年度の
期間

備考

関与税理士署名

(電話)

法人番号

申告年月日

前事業年度の事業税額
(⑤の金額)

所得割額
(⑤×前事業年度の月数)

付加価値割額
(⑤×前事業年度の月数)

資本割額
(⑤×前事業年度の月数)

収入割額
(⑤×前事業年度の月数)

所得割額
(⑥×前事業年度の月数)

付加価値割額
(⑥×前事業年度の月数)

資本割額
(⑥×前事業年度の月数)

収入割額
(⑥×前事業年度の月数)

前事業年度の特別法人事業税額
(⑦の金額)

特別法人事業税額
(⑦×前事業年度の月数)

予定申告税額
(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)

この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した
当期分の事業税額及び特別法人事業税額

この申告により納付すべき事業税額及び
特別法人事業税額
⑰-⑲

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙二十二]

(事業税)

(特別法人事業税)

		事業年度		・ ・ ・ ・		法人名								
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							前事業年度の法人税割額の明細							
摘 要		課 税 標 準		税率 (%)		税 額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		(円)				
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業														
所得割	所得金額総額	㉔	兆	十億	百万	千	円							
	所 得 金 額	㉕						兆	十億	百万	千	円		
付加価値割	付加価値額総額	㉖												
	付 加 価 値 額	㉗						兆	十億	百万	千	円		
資本割	資本金等の額総額	㉘												
	資 本 金 等 の 額	㉙						兆	十億	百万	千	円		
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業														
収入割	収入金額総額	㉚	兆	十億	百万	千	円							
	収 入 金 額	㉛						兆	十億	百万	千	円		
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業														
所得割	所得金額総額	㉜	兆	十億	百万	千	円							
	所 得 金 額	㉝						兆	十億	百万	千	円		
付加価値割	付加価値額総額	㉞												
	付 加 価 値 額	㉟						兆	十億	百万	千	円		
資本割	資本金等の額総額	㊱												
	資 本 金 等 の 額	㊲						兆	十億	百万	千	円		
収入割	収入金額総額	㊳												
	収 入 金 額	㊴						兆	十億	百万	千	円		
合計事業税額 ㉕+㉗+㉘+㉛+㉝+㉟+㊲+㊴				50										
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額				51										
事業税の特定寄附金税額控除額				52										
仮装経理に基づく事業税額の控除額				53										
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				54										
納付すべき事業税額 50-51-52-53-54				55										
55の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業													
	所得割	56	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	57	兆	十億	百万	千	円
	資本割	58						収入割	59					
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業													
	所得割	60	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	61	兆	十億	百万	千	円
	資本割	62						収入割	63					
摘 要		課 税 標 準		税率 (%)		税 額								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		64		兆	十億	百万	千	円	0.0					
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		65						0.0						
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		66						0.0						
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 (64+65+66)				67										
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				68										
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				69										
納付すべき特別法人事業税額 67-68-69				70										

第六号の三様式(その2) (提出用) 次葉 (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)